

渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会（以下「当協議会」という。）が作成した渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークのデザイン）

第2条 ロゴマークのデザインは、渡良瀬遊水地ロゴマークデザインマニュアル（平成 年 月 日 当協議会制定）に定めるデザイン（以下「ロゴマークデザイン」という。）とする。

（ロゴマークデザインの使用の促進）

第3条 当協議会は、渡良瀬遊水地の知名度及びイメージの向上を図るため、ロゴマークデザインの積極的な使用を促すものとする。

（ロゴマークデザインに関する権利）

第4条 ロゴマークデザインに関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

（使用の申請）

第5条 ロゴマークデザインを使用しようとする者は、渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用承認申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて当協議会に申請しなければならない。

- (1) ロゴマークデザインの使用に係る企画書、計画書等
- (2) 商品、印刷物等の見本（見本が添付できない場合は写真、印刷原稿等）
- (3) 会社概要等の申請者の事業内容を示す書類

2 ロゴマークデザインを変更して使用しようとする者は、渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン変更申請書（別記様式第2号）に前項各号に掲げる書類

及び変更したロゴマークデザインを添えて当協議会に申請しなければならない。

3 当協議会は、ロゴマークデザインを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定を適用しない。

- (1) 当協議会及び当協議会の構成団体が使用するとき。
- (2) 非営利目的で使用するとき。
- (3) その他当協議会が特に認めたとき。

(使用の承認等)

第6条 当協議会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ロゴマークデザインの使用を承認するときは渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン（変更）使用承認通知書（別記様式第3号）を、使用を承認しないときは渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン（変更）使用不承認通知書（別記様式第4号）を、当該ロゴマークデザインを使用しようとする者に通知するものとする。

2 当協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークデザイン又は変更されたロゴマークデザイン（以下「ロゴマークデザイン等」という。）の使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 当協議会の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。

- (6) 当協議会の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 渡良瀬遊水地のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) その他当協議会が使用について不相当と認めたとき。

3 当協議会は、第1項の規定により使用を承認する場合において、ロゴマークデザインを適切に使用させるために必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

(変更使用申請に対する措置)

第7条 当協議会は、第5条第2項の変更使用申請を承認するときは、ロゴマークデザインを変更して使用する者から著作権を無償で譲り受けることを承認の条件にすることその他ロゴマークデザインの著作権を適切に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークデザイン等の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマークデザイン等の使用期間は、承認の日の翌日から起算して2年以内とする。

(遵守事項)

第10条 ロゴマークデザイン等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) 渡良瀬遊水地のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) ロゴマークデザイン等を使用して自己の商標若しくは意匠に使用しないこと。

- (4) ロゴマークデザイン等には、「渡良瀬遊水地」の表記を付すこと。
- (5) ロゴマークデザイン等を使用して商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しをしないこと。
- (7) ロゴマークデザインを変更して使用する場合、変更したロゴマークデザインを当協議会が使用することを了承すること。

(完成品の提出)

第11条 使用者は、ロゴマークデザイン等を使用して作成した商品、印刷物等の完成品を当協議会に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第12条 使用者は、第6条第1項に規定する承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用変更承認申請書（別記様式第5号）を当協議会に提出しなければならない。

2 当協議会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用変更承認通知書（別記様式第6号）を使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第13条 当協議会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) ロゴマークデザイン等を無断で第三者に使用させたとき。
- (3) 承認の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 第6条第2項各号のいずれかの規定に該当したとき又は第10条各号に規定する遵守事項に違反したとき。

2 当協議会は、前項の規定により承認を取り消したときは、渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用承認取消通知書（別記様式第7号）により当該使用者に通知するものとする。

3 当協議会は、第1項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークデザインの使用に関し必要な事項は、当協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先） 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長

住所

氏名

⑩

電話番号

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザインを使用したいので、渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

商品、印刷物等の 名称		デザイン数	点
具体的な内容 （数量、サイズ、 製造予定数、販売 価格、販売場所等 を詳しく書いてく ださい）			
使用期間（2年以内）	年 月 日から 年 月 日まで		
連絡先	担当者氏名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

添付書類

- (1) 企画書、計画書等（レイアウト、スケッチ、原稿、予算書等）
- (2) 商品見本等（見本が添付できない場合は写真、印刷原稿等）
- (3) 会社概要等申請者の事業内容がわかるもの

別記様式第2号（第5条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン変更申請書

年 月 日

（宛先） 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長

住所

氏名

⑩

電話番号

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザインを次のとおり変更して使用したいので、渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

商品、印刷物等の名称	変更したロゴマークのデザイン	別紙のとおり
具体的な内容 （数量、サイズ、製造予定数、販売価格、販売場所等を詳しく書いてください）		
使用期間（2年以上）	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	メールアドレス	

添付書類

- (1) 企画書、計画書等（レイアウト、スケッチ、原稿、予算書等）
- (2) 商品見本等（見本が添付できない場合は写真、印刷原稿等）
- (3) 会社概要等申請者の事業内容がわかるもの
- (4) 変更したロゴマークのデザイン

別記様式第3号（第6条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン（変更）使用承認通知書

年 月 日

様

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長 印

年 月 日付けで申請のあった渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用について、次のとおり承認します。

使用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認内容	
承認の条件	

遵守事項


- 1 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 2 渡良瀬遊水地のイメージを損なう使用をしないこと。
- 3 ロゴマークデザインを使用して自己の商標若しくは意匠に使用しないこと。
- 4 ロゴマークデザインには、「渡良瀬遊水地」の表記を付すこと。
- 5 ロゴマークデザインを使用して商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- 6 使用の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しをしないこと。
- 7 ロゴマークデザインを変更して使用する場合、変更したロゴマークデザインを当協議会が使用することを了承すること。

別記様式第4号（第6条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン（変更）使用不承認通知書

年 月 日

様

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長 

年 月 日付けで申請のありました渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの
使用については、次の理由により不承認としましたので通知します。

不承認の理由

別記様式第5号（第12条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長

住所

氏名

⑩

電話番号

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで承認を受けた渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用について、次のとおり内容を変更したいので、渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの使用に関する要綱第12条の規定により申請します。

	前回の承認内容 （全ての欄に記載ください。）	変更をする内容 （変更をする欄のみを詳細に記載ください。）
商品、印刷物等の名称		
デザイン数		
具体的な内容 （数量、サイズ、製造予定数、販売価格、販売場所等を詳しく書いてください）		
使用期間		

別記様式第6号（第12条関係）

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用変更承認通知書

年 月 日

様

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会長 印

年 月 日付けで申請のありました渡良瀬遊水地ロゴマーク
デザインの使用について、次のとおり変更を承認します。

使用承認期間	年 月 日から 年 月 日まで
承認内容	
承認の条件	

別記様式第7号(第13条関係)

渡良瀬遊水地ロゴマークデザイン使用承認取消通知書

年 月 日

様

栃木市長



年 月 日付けで承認した渡良瀬遊水地ロゴマークデザインの
の使用については、次の理由により取り消しましたので、渡良瀬遊水地ロ
ゴマークデザインの使用に関する要綱第13条の規定により通知します。

取消しの理由